

## 令和2年度 学校経営方針

京都市立下鴨小学校

加速度的なグローバル化や先端技術の高度化が進み、目の前にいる子どもたちが生きていく将来は予測が困難な時代であると言われている。そして、家庭の経済状況から生じる困り、子どもの安全確保等、教育環境に関わる課題は多様化・複雑化している。

学校教育では、子ども達が様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し情報を再構築することができるようになることが求められている。中央教育審議会においては、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と地域が共有し、連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を子ども達に育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことの重要性が述べられている。

京都市においては、令和2年度「学校教育の重点」で、学校教育において重視する視点として、子どもの「主体性」と「社会性」の育成を目指し、「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」を学校全体の教育活動の中で高めると示されている。そこで、その視点を踏まえつつ、本校の児童の実態を見据えて学校教育目標を定め、「めざす子ども像」を設定し、子どもや保護者・地域に信頼される学校を目指して「めざす教職員像」を設定した。

この二つは本校の学校運営の根幹・両輪であり、相乗作用により学校教育目標の達成に向かうと考えている。

## 学校教育目標

次代を担う豊かな心を持ち、力強く生き抜く子どもの育成

～やればできる・つづけてできる・やさしくできる～

## めざす子ども像

- **自ら学び続ける子**（やればできる）
  - ・学ぶことに意欲や関心を持つ子
  - ・対話を通じて学び合う子
- **粘り強く取り組む子**（つづけてできる）
  - ・目標に向かい、継続して取り組む子
  - ・困難なことにも乗り越えようとする子
- **自他を大切にする子**（やさしくできる）
  - ・命を大切にする子
  - ・他人を思いやる子

## めざす教職員像

- ◇ **「チーム下鴨」の一員として**
  - 一人ひとりの子どもを
  - 徹底的に大切にする教職員
- ◇ 専門職としての力量を發揮し、
  - 子どもに生きる力を育む教職員
- ◇ 自らを高め、互いに切磋琢磨し、
  - 高め合おうとする教職員
- ◇ 確固たる信念を持ち、
  - 行動する教職員
- ◇ 保護者や地域と連携し、
  - 信頼される教職員

## 【取組の重点】

### (1) 学習に関わる本年度の研究

- ・昨年度に引き続き、研究教科を「算数科」とし、その教科を通して「基礎的・基本的な内容を習得する力（知識・技能）」「生活経験や学習したことを活用して、よりよく解決する力（思考力・判断力・表現力等）」「よりよく問題を解決しようとする態度、進んで生活に活かそうとする態度（学びに向かう力、人間性等）」を育てる。そして、子どもに身に付けたい資質・能力を「情報活用能力」「コミュニケーション能力」とし、算数科を切り口としてそれらの育成に努める。
- ・総合教育センターの各種研修等も校内研究の研修内容として活用し、日常の授業改善につなげられるようにする。また、授業を伴う研修を通して、各教員の授業実践力を伸ばすことを目指す。
- ・全国学力学習状況調査や（プレ）ジョイントプログラム等の結果分析を踏まえて、学力差に応じた個別の支援の在り方・手立てを工夫していく。
- ・「業間学習」としての「ぐんぐんタイム」を活用し、算数科の四則計算を中心とした基礎学力の定着を図る。

### (2) 基礎基本の重視

#### ① 授業力の向上

- ・教材研究を徹底し、課題解決型学習の展開を工夫する。そのための資料や準備物を整える。また、学習に生きる計画的な板書を工夫する。
- ・教師主導型ではなく、子どもが課題意識を持って学習に取り組めるように学習展開を工夫する。
- ・基礎学力の定着を図るためにも、学習形態の工夫（教科担任制、協力指導体制、少人数学習、習熟度学習等）を行い、指導と評価の一体化を目指す。また、評価方法の工夫、自作テストの作成などにも取り組む。
- ・「ぐんぐんタイム」の取組を工夫し、基礎基本の定着・習熟を図る。
- ・研究会活動や全市・支部での研修、校内若年研修を有効活用し、自己研鑽に励む。

#### ② 発達段階に応じた部分的教科担任制の導入と協力指導

- ・学年の子どもは学年で育てるという観点から、学級間の交換授業や協力指導等を行う。  
育成及び1、2年 … 可能な範囲で、学年合同授業や交換授業を行う。年間を通してではなくても、教材、単元に応じて流動的に取り扱う。
- 3～6年 … 1教科以上、1時間以上を原則に、担任間で交換授業を行う。  
学年合同授業なども工夫する。
- T. T（専科）教員 … 5・6年の理科（週当たり12時間）、5・6年の外国語（週当たり8時間）及び個別の支援を担当する。  
4年の理科（週当たり6時間）、4～6年算数（週当たり14時間）及び個別の支援を担当する。算数科については、4～6年でT1を担当する単元を事前に決めておく。  
3年の理科（週当たり6時間）、3年の算数T2（週当たり10時間）及び個別の支援を担当する。  
1・2年・育成に協力指導（週当たり18時間）を担当する。
- 教務主任 … 3・4年の外国語活動に専科指導（週当たり4時間）を担当する。
- 総合育成支援員 … 支援を必要とする児童について、個別の指導計画に基づき、個に応じた学習支援を行う。児童の実態を把握し、具体的にどのような支援を行うのか

を担任と十分連携を取り、個に応じた支援を行う。

### ③ 家庭学習の充実と定着を図る

- ・子どもが自ら課題に気づき主体的に学ぶ意欲や態度を育むために、授業内容と連動させながら、予習・復習につながる毎日の家庭学習の積み重ねにより、自学自習の習慣化を図る。（自主学習ノート等の活用、「15分」×学年を家庭学習の目安の時間）
- ・家庭学習の大切さや内容、方法についてわかりやすく指導するとともに、提出物の内容や時期などについて家庭との連携・協力を図りながら工夫していく。

### ④ 補習学習の充実

- ・週5回の15分間「ぐんぐんタイム」の活用を計画的に進め、基礎基本の定着に向けた四則計算・英語等のモジュール学習を導入する。
- ・校内研究部において、具体的な企画を作成する。（目標、実績、検証）
- ・課外や長期休業中において、個に応じた課題解決に向けた補習に取り組む。

## （3）生きる力を育む「本好きな子ども」の育成

- ・朝の10分間読書を継続し、読書習慣の確立を目指す。
- ・学校運営協議会「読書活動」推進委員会を中心に、PTAの協力による低学年を中心とした読み聞かせや、長期休業中の図書館開放を行う。
- ・図書支援員と連携して、図書室整備等、学校図書館の活用やその他読書活動の推進を図る。
- ・読書環境に恵まれた「読書の学校」という伝統を大切にし、本好きな子どもを育てるための活動を充実させる。
- ・週2回（月・金）、放課後の図書館開放を行い、読書活動を推進する。

## （4）総合的な学習の時間等の取組

- ・実りのある総合的な学習の時間を実践していくことを目指し、自ら課題を見つけ問題を追究していく探究活動を展開していく。また、その探究活動は探究の過程が繰り返されるよう留意し、総合的な学習の時間が、生きる力を育てていくことに役立つよう、適切な年間指導計画のもとに実践を行なっていく。
- ・発達段階に応じて、ポスター発表形式の表現力やコミュニケーション能力を積み上げていく。
- ・SSH事業「科学技術人材育成重点枠」に係る連携校として、「京都探究ポスターセッション」に参加する。
- ・5年生では生き方探究教育を取り入れ、スチューデントシティへの参加と前後の学習を大切にして、将来に仕事に対する意欲や資質の向上を図る。
- ・4年生では京都モノづくりの殿堂・工房学習を通して、京都の先端産業や先端科学に関心を持ったり、人の生き方やものづくりへの情熱に触れることにより自分の将来や夢について考えを深め、その実現に向けての意欲を持たせたりする。
- ・保護者・地域ボランティアを積極的に活用し、茶道体験などの伝統文化体験を取り入れたり、地域学習を進めたりしていく。
- ・学年に応じた情報モラル学習を展開する。その際、情報モラル市民インストラクター等の外部指導者の派遣を積極的に要請する。

## （5）人権教育

- ・人権を何よりも大事にする学校するために、あらゆる教育の場を通して、また、授業の中で、人権に関わる学習を積み重ねていき、子どもたちの人権意識を向上させていく。
- ・人権教育の基本は一人一人が大事にされる学級づくりであり、お互いの良さや違いを認め合い、子どもの居場所となれる学級をつくることを目指していく。
- ・教職員自身が、人権意識の高揚を常に心がけ、普段の態度や言動に気をつけ、教育公務員として、人権を侵害することのないように努めなければならない。また、温かい教育現場にしていかなければならない。
- ・朝会で、毎月の「ハッピーウィーク」の内容を分かりやすく児童に伝え、人権をテーマとした取組を全校体制で行っていく。

## （6）生徒指導

- ・個人で抱え込まずに校内で報告・連絡・相談することにより、情報の集約と共有を徹底し、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を迅速かつ「チーム下鴨」として組織的に行う。（センターサーバーを活用した情報の共有）
- ・一人一人の子どもが約束やルール・規律などを確実に身に付けられるよう指導し、学習・生活集団としての規範意識の育成を図る。
- ・児童虐待件数が増加し、児童相談所に措置児童数も増加しているのが現状である。児童養護施設（迦陵園）が校区にある本校においては、措置児童が自立し社会で活躍する生きる力を育てることは大きな責務である。担任と児童養護施設担当者との連携を密にして共通理解を図り、問題行動に対して迅速に対応していき、生活リズムを把握して改善に向けての具体的指導を行う。随時のケース会議のほか、定期的に連絡会（施設長・小学生担当者・学校長・教務主任・養護教諭・生指主任）をもち、取組や課題について共通理解し、SCやSSWとも連携をとりながら同じ視点で児童への指導に当たる。
- ・児童養護施設在籍児童を意図的に部活動に参加させ、体力向上や自尊感情、仲間意識を高める取組を行う。
- ・不登校児童対策として、すべての子どもが生き生きと学び、友人関係を育むことのできる魅力ある学校・学級づくりや心の居場所づくりに向け、情報共有や取組を進める。

## （7）総合育成支援教育

- ・育成学級児童や普通学級に在籍するLD等支援を必要とする児童に対する理解を深めるために研修を積み重ね、校内での共通理解を図り、「チーム下鴨」として全校で支援していく体制を整える。
- ・個別の指導計画をもとに、授業改善や個に応じた授業形態を工夫する。総合育成支援員や学生ボランティアを活用し、個に応じた指導・支援を行う。
- ・児童相談所をはじめ、各関係機関等と連携を図り、一人一人の児童の課題や具体的な手立てなどについて、保護者の願いを実現できるように連携、共有して取り組む。

## （8）環境教育

- ・京都議定書の場となった京都において、「環境モデル都市・京都」を担う子どもたちの環境に対する豊かな感性を培い、環境保全や環境問題解決に向けて行動する子どもたちを育てることを目指し、環境に関わる学習を展開する。
- ・ボランティアの活用等も図り、授業を構築すると共に、実践力のある子どもを育てるために、学

校生活の全般にわたって、環境を大切にする子どもの意識を育てる。

**(9) 小学校英語-----新学習指導要領完全実施に伴う授業**

- ・ 5・6年は年間70時間の外国語を計画的に推進する。
- ・ 3・4年は年間35時間の外国語活動を計画的に推進する。
- ・ 1・2年は年間15時間の英語活動を計画的に推進する。
- ・ ALT等を活用し、コミュニケーション能力の素地の育成と日本と外国の文化に対する理解を深める活動を推進し、学習内容を保護者にも発信していく。

**(10) 体育・保健指導**

- ・ 本校児童はたくましさや体育面で弱さが見られる面があるので、体育の学習や体育的行事を大切にし、たくましさや体力の向上を目指す。
- ・ 「体力テスト」の結果を活用し、本校児童の体力の実態を把握し、体育の学習に生かしていく。
- ・ 体育用具の整備・充実を図り、体育の学習の充実を図る。
- ・ 性教育、薬物防止教育、フッ化物洗口等、健康教育を推進し、自らが健康に気をつける子どもを育成する。
- ・ 一人一人が自らの健康に关心をもち、自分や周りの人の心と体を大切にする子どもを育てる。

**(11) 食の指導**

- ・ 栄養教諭配置校として、ランチルームの活用を進め、食に関する教育を充実させる。
- ・ アレルギーについても、対象児童について全教職員が共通理解するとともに、食の面でも一人一人を大切にする取組を進める。
- ・ 楽しい給食に向け、食の安全について積極的な情報収集と発信を行う。
- ・ 日本の食文化として「だし」を使った日本料理の学習を、栄養教諭を含むプロジェクトチームが協力しながら5年生で取り組む。

**(12) 部活動**

- ・ 体育系部活動では、子どもにたくましさや運動能力を培うとともに、部活動を通してつけた力を発揮できる機会や場を持つ。
- ・ 文科系部活動では、茶道部としての活躍の場を設ける。
- ・ 学校運営協議会「クラブ・部活動」企画推進委員会を中心に、保護者・地域の指導者の活用を促進するとともに、教職員の指導、協力体制を作る。

**(13) 学校運営協議会（開かれた学校づくり）**

- ・ 平成19年10月に発足した学校運営協議会の学校運営への参画を拡大させ、「開かれた学校づくり」を着実に推進する。尚、「開かれた学校」が学校評価に関わることだけではなく、「社会に開かれた教育課程」を実現できるように留意する。
- ・ 学校の教育活動に対する理解をより進めていくために、自由参観の実施、学校だより、学年・学級通信等の発行を積極的に行う。また、学校だよりの地域回覧、学校ホームページの充実や積極的な情報発信を行い、必要に応じた学校としての説明責任を果たしていくように努める。
- ・ 生活科、社会科、総合的な学習等に対する地域の方の協力を得られるように、良好な関係を保っていく努力をしていく。今後の学習にも生かしていくために、さらに地域の物的・人的資源の発掘、活用を進める。

- ・PTAや地域行事にも「働き方改革」に留意しながら可能な範囲で参加し、運営に協力していく。

#### (14) 学校評価システム

- ・地域・保護者も学校づくりを共に進める当事者としての意識を高めるとともに、学校運営協議会が行う学校の自己評価に対する「学校関係者評価」が、それぞれの取組の改善策の提起も含めた評価となるようにする。
- ・PDCAサイクルにもとづく学校評価として、学校評価を教育計画・教育活動に生かすようにする。

#### (15) 学校・家庭・地域が連携した取組

- ・保護者との連携を図り、担任は家庭訪問や学級通信等により、児童や学級の様子等を積極的に保護者へ伝え、共に育てていくという姿勢をもつ。
- ・ホームページを活用し、学習や各学校行事などの具体的な取組や子どもの活動の様子を積極的・リアルタイムに発信していく。

#### (16) 保幼小中の連携

- ・保育所や幼稚園との交流や体験入学、保護者の授業参観を進め、小学校生活へのスムーズな移行が図れるように努める。
- ・小中9年間を通して子どもを育てるという観点から小中の連携を図る。下鴨中学校区の保幼小中連携を継続し、下鴨幼稚園とマクリン幼稚園との連携を深めていく。
- ・下鴨中学校区の1中学・3小学校において、中学校での6年全児童による授業体験、部活動体験を行う。
- ・下鴨中学校区の1中学校・3小学校において、学校評価の共有化や教職員の連絡会や授業参観、合同研修を通して、9年間を見通した教育活動を進める。

#### (17) 放課後事業

- ・平成22年6月から実施されている「ゆうゆうクラブ（学童クラブ）」と「放課後まなび教室」の一体的運用を図った「放課後ほっと広場」との連携や取組を充実させ、子どもたちが安心して放課後を学校で過ごせるようにしていき、学校も支援していく。

#### (18) 児童の安全確保

- ・子どもが安心して安全に学校生活を送ることができるよう、教職員での安全指導を進めるとともに、PTAには「下鴨子ども見まもりたい」への協力を図る。下校時の変更やその他の連絡を密にする。

#### (19) その他

- ・働き方改革の実現に向け、時間外勤務だけでなく、会議の精選等の具体的な取組を模索しながら進めていく。
- ・専科教育の更なる充実を図るとともに、中・高学年の専科指導により学級担任の業務負担の軽減を図る。
- ・学年の子どもを学年（TT等を含む）で育てる意識を強く持ち、学級通信等を関係教職員間で交換し、発信内容を共有する。